

2022年6月3日

株 主 各 位

長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3

サンリン株式会社

代表取締役社長 塩原規男

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの国内における感染状況等を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましては極力、書面により事前の議決権行使をいただき、来場される株主様は、株主総会当日近くの国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3
当社本社大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sanrinkk.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

##### 〈企業環境〉

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの新たな変異株（オミクロン株）の感染拡大の影響により、サプライチェーンの混乱等による供給制限や原材料価格上昇が続いており、経済活動の停滞長期化が懸念されております。加えて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が発生し原油等の資源価格も高騰しており、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループ関連のエネルギー業界に関しましては、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降、原価価格の指標であるWTIが100\$/バレルを突破するなど、原油価格の高騰がLPガス及び石油類の輸入価格、需要動向に大きく影響しており、当社を取り巻く事業環境は予断を許さない状況が続いております。また、COP26や第6次エネルギー基本計画にて発表されたカーボンニュートラルの2050年実現宣言により、低炭素社会・脱炭素社会に向けた変革は急激に進みはじめ、エネルギーに対する考え方が大きくクローズアップされることとなりました。

##### 〈企業集団の業績〉

このような状況のもと、当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大により事業活動に制約を受けながらも、お客様や従業員の安全確保と感染拡大防止を最優先としつつ、ライフラインでありますLPガス、石油類、小売電気などのエネルギーの安定供給に努めてまいりました。

主力でありますLPガス事業におきましては、開発部門による新築物件等の開拓に加え、M&Aによる事業譲受等により顧客件数を増加させることができました。

石油事業におきましては、主に軽油の販売数量が需要の回復により増加となったことに加え、灯油の販売数量につきましても、冬場の気温が例年比で低く推移したことにより大幅に回復しました。また、当連結会計年度中において、設備の老朽化や経済環境の変化から新若槻給油所と上田中央

給油所を閉鎖し、経営の効率化に努めてまいりました。

電気事業におきましては、再生可能エネルギーの導入によりCO<sub>2</sub>排出量の削減を目指すお客様向けに新たなメニューとして「穂高グリーンプラン」（低圧電力）、「ミツウロコグリーンプラン」（高圧電力）の販売を開始いたしました。今後も2050年のカーボンニュートラル実現に向けたCO<sub>2</sub>排出量削減や環境負荷低減への取組みを積極的に支援してまいります。

営業活動におきましては、コロナ禍における新たな顧客接点強化の取組みとして昨年度に続き「紙面展示会・バーチャル展示会」を実施し、低炭素化に貢献する省エネ機器とコロナ禍での新しいライフスタイルに適応した商品等を積極的に提案し、成果を上げることができました。

なお、当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細につきましては、「連結注記表及び個別注記表2. 会計方針の変更」をご参照ください。

収益認識に関する会計基準等の適用に伴う会計方針の変更により、当連結会計年度において売上高は8億99百万円減少し、各利益は62百万円増加しております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、L P ガス及び石油類の仕入価格の上昇に伴う販売価格の上昇と石油類の販売数量の増加等により、売上高は前期比13.3%増の301億64百万円となりました。

利益面におきましては、前述の世界情勢によるエネルギー需給のひっ迫懸念を反映して原油価格やL P ガスの輸入価格が高騰したことによる仕入コスト上昇や、子会社である青果事業の株式会社えのきボーヤ及び建設事業のウロコ興業株式会社の利益減少要因等により、営業利益は前期比42.4%減の6億36百万円、経常利益は前期比34.4%減の9億9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比41.7%減の5億26百万円となりました。

また、個別業績では、売上高は前期比17.9%増の270億96百万円、経常利益は同22.3%減の9億35百万円、当期純利益は同18.9%減の6億73百万円でありました。

セグメントごとの状況は次のとおりであります。（連結業績）

|           | 第87期<br>2021年3月期 |       | 第88期<br>(当連結会計年度)<br>2022年3月期 |       | 前期比   |
|-----------|------------------|-------|-------------------------------|-------|-------|
|           | 金額               | 構成比   | 金額                            | 構成比   | 金額    |
|           | 百万円              | %     | 百万円                           | %     | %     |
| エネルギー関連事業 | 22,810           | 85.7  | 26,928                        | 89.2  | 18.1  |
| 製氷事業      | 293              | 1.1   | 300                           | 1.0   | 2.6   |
| 青果事業      | 2,444            | 9.2   | 2,349                         | 7.8   | △3.9  |
| 不動産事業     | 271              | 1.0   | 290                           | 1.0   | 6.9   |
| その他事業     | 799              | 3.0   | 295                           | 1.0   | △63.1 |
| 計         | 26,618           | 100.0 | 30,164                        | 100.0 | 13.3  |

〈エネルギー関連事業〉

コロナ禍で停滞していた経済活動の正常化に伴う緩やかな需要の回復や冬場の寒さの影響により主に石油類の販売数量が増加したこと、電力小売事業の顧客数増加により販売電力量が伸長したことに加え、仕入価格の上昇に伴う販売価格の上昇等により、売上高は前期比18.1%増の269億28百万円となりました。一方、セグメント利益は、仕入価格の急激な上昇をカバーできず前期比30.2%減の6億13百万円となりました。

なお、LPガス販売事業者のうち現在全国で約1%に付与されている「ゴールド保安認定事業者」として、LPガス保安確保機器の設置を進めてきた結果、当連結会計年度末における認定対象先は93%を超えました。

〈製氷事業〉

大口取引先への販売が増加したことから、売上高は前期比2.6%増の3億円となりました。セグメント損失は減価償却費等の費用が減少してきたこと等により52百万円（前期は75百万円のセグメント損失）となり、前年から改善いたしました。

〈青果事業〉

株式会社一実屋では主にりんごの販売が好調で増収となりましたが、株式会社えのきボーヤはえのき茸の単価下落・出荷量減少等により減収となった結果、売上高は前期比3.9%減の23億49百万円となりました。セグメント利益は株式会社えのきボーヤでのえのき茸の単価下落の影響が大きく前期比92.5%減の10百万円となりました。

〈不動産事業〉

売上高は前期比6.9%増の2億90百万円となりましたが、秋以降の不動産販売が減少したことからセグメント利益は前期比50.3%減の12百万円となりました。

〈その他事業〉

運送事業・建設事業等のその他事業におきましては、運送事業においてほぼ前年並みの売上高を確保したものの、建設事業において前年度のような大型工事の竣工物件がなかったことから、売上高は前期比63.1%減の2億95百万円、セグメント損失は15百万円（前期は86百万円のセグメント利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は15億22百万円で、その主なものは株式会社えのきボーヤの工場改修工事費用及びシステム更新費用等であり、またガス供給設備費等の単年度償却資産を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当該設備資金につきましては、自己資金を充当しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況（連結）

| 区 分                 | 第85期<br>2019年3月期 | 第86期<br>2020年3月期 | 第87期<br>2021年3月期 | 第88期<br>(当連結会計年度)<br>2022年3月期 |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円)          | 28,333           | 27,912           | 26,618           | 30,164                        |
| 経 常 利 益(百万円)        | 1,077            | 1,157            | 1,386            | 909                           |
| 親会社株主<br>に帰属する(百万円) | 684              | 763              | 903              | 526                           |
| 当期純利益               |                  |                  |                  |                               |
| 1株当たり当期純利益          | 55円69銭           | 62円24銭           | 73円57銭           | 42円91銭                        |
| 総 資 産(百万円)          | 24,200           | 24,364           | 26,041           | 26,062                        |
| 純 資 産(百万円)          | 16,451           | 17,118           | 18,162           | 18,271                        |
| 1株当たり純資産額           | 1,337円06銭        | 1,393円94銭        | 1,478円96銭        | 1,487円86銭                     |
| 自己資本比率(%)           | 67.9             | 70.3             | 69.7             | 70.1                          |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社等の状況（2022年3月31日現在）

| 会 社 名             | 資 本 金   | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容            |
|-------------------|---------|----------|--------------------------|
|                   | 千円      | %        |                          |
| 三 鱗 運 送 株 式 会 社   | 10,000  | 100.0    | 一般貨物運送                   |
| ウ ロ コ 興 業 株 式 会 社 | 30,000  | 100.0    | 管・住宅設備工事                 |
| サンエネック株式会社        | 30,000  | 100.0    | L P ガス容器賃貸、不動産業          |
| サンリンI&F株式会社       | 100,000 | 100.0    | 氷の製造販売、冷凍倉庫業             |
| 株 式 会 社 一 実 屋     | 20,000  | 100.0    | きのこ・青果卸売業                |
| 株式会社えのきボーヤ        | 10,000  | 100.0    | えのき茸の生産・販売業              |
| 新潟サンリン株式会社        | 400,000 | 35.0     | L P ガス・石油類・住宅設備機器類の卸及び小売 |

(注) 2022年1月1日付をもって、当社の連結子会社であるサンネックスパワー駒ヶ根株式会社を吸収合併しております。

#### (4) 対処すべき課題

2021年世界では、コロナ禍はウィズコロナの生活環境下へ移ることで様相が変化してまいりました。停滞していた経済活動は正常化に向けて進展し、石油や天然ガスなどの需要が回復したことで、一時大幅に下落していたエネルギー価格は2021年後半からは高騰に転じ高値で推移してまいりました。このような状況下の2022年2月、ロシアのウクライナ侵攻が始まり、世界的シェアが高いロシア産の石油・石炭・天然ガスの供給不安から資源価格は一段と高騰し、世界経済、日本経済に大きな影響を及ぼし始めております。

我が国においてはオミクロン変異株の感染急拡大に伴うまん延防止等重点措置が3月に解除となり、経済活動は正常化に向かい始めましたが、世界経済同様、資源価格高騰が日本経済に与える影響は大きく、為替の円安要因もあり燃料、資源、食糧などの物価上昇が家庭や企業に与える影響は景気回復の下振れ要因になるとも予想されています。また、物価上昇への対応策（金利上昇などのインフレ対策）がもたらす消費減退などの影響についても注視すべき事項であると認識しております。

当社は新年度スタートにあたり「(2022～2024年度)中期経営計画 “低炭素社会に向けた挑戦 チャレンジ24 ～100年企業を目指して～”」を策定いたしました。これにより2030年に向けた取り組みとして、当社を取り巻く事業環境を認識したうえでの明確な方針と具体的な戦略を掲げ、経営計画の実現に向け行動を開始しております。

当社の主力事業でありますL Pガスや石油類のエネルギー事業環境は、家庭用では人口・世帯数の減少（消費の担い手の減少）が見込まれる時代にあるほか、お客様の省エネ意識や省エネ機器の普及により世帯当たりの使用量の減少は続くものと想定されます。また、これによる事業者間の顧客獲得競争が一段と激化することも想定されます。一方、特に産業用L Pガスにおきましては他のエネルギーに比較してエネルギー効率に優れ環境負荷も少なく、電力ピークカットに貢献できる熱源として需要拡大の余地は大きいものと期待されています。さらに自立稼働が可能な分散型エネルギーとして大規模災害発生時には早期復旧が図られたほか、特にバルク供給等により一定期間分の備蓄も可能であることから、平時のみならず緊急時におけるエネルギー供給の最後の砦として地域社会の安全安心に貢献できるものと認識しております。

小売電気事業に関しましては、契約者数が堅実に増加している状況ではありますが、L Pガス同様契約者獲得の事業者間競争が激しくなる中、発電燃料価格高騰を受け電気市場価格は高騰しており、適正利益の確保が難しい局面となっております。当社といたしましては安定供給を第一に電気調達を確実にを行い、L Pガ

スとのセット割特典サービスにより契約者数の増加を図ってまいります。

営業活動におきましては地域密着での顧客接点強化、気づき営業による総合的なサービスの提供などによりサンリンファンのすそ野を拡大し、顧客数拡大によって使用量の減少を補い、利益の確保に努めてまいります。

こうした事業環境下において当社が取り組む大きな課題の一つに環境負荷低減への取り組みがあります。当社はこれまでもサンリン環境憲章を掲げ、CSR（企業の社会的責任）のなかでクリーンなエネルギーの供給を通じて環境や社会への貢献を図ってまいりましたが、SDGs（2015年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標の17の目標を2030年までに達成することを目指す）により、改めて当社の事業活動における環境課題を整理し、目標と計画をたて、その内容について公開し、積極的な取り組みを開始いたしました。LPガス事業においては他のエネルギーに比べてCO<sub>2</sub>の発生が少ないLPガスの普及拡大に加え、カーボンクレジットにより相殺（オフセット）されたカーボンニュートラルLPガス等の取扱い検討、環境にやさしい省エネ機器の普及、配送効率に優れたバルク供給システムの普及などによる省エネ化の徹底を図ってまいります。

また、小売電気事業におきましては、再生可能エネルギー由来の「グリーン電気」を調達し販売を開始しております。とりわけ「穂高グリーン電気」は地産地消の電気として環境負荷低減に取り組むお客様からのご要望に答え得るプランとしてセットアップさせていただいており、環境にやさしい電気の販促に努めてまいります。事業活動に伴う自社のCO<sub>2</sub>排出削減に関しましては、2030年までに44%の削減を目標（2020年度比）とし、自家使用電気を「グリーン電気」へ変更するなど早期の目標達成に向け行動しております。

2030年までの日本に生じうる社会的問題として、少子高齢化による人口減少、労働人口の減少への懸念がございます。当社における人材確保と育成は持続的成長の遂げるための必須条件であり、そのための魅力ある労働環境、職場づくりが必要と認識しております。まずは更なるIT化を進め、業務効率化、労働時間の短縮、生産性の向上を図ることで働き方改革を進め、「人財」を確保してまいります。また、IT化を進める中でデータとデジタル技術を活用し、顧客ニーズを基にサービスやビジネスモデルを変革・進化させ、競争上の優位性を確立すべく推進してまいります。

今後も「中期経営計画」で示した現状を認識し、環境変化に対応し、すぐに行動する企業文化を育むことで、当社が目指す「地域密着型生活関連総合商社」として人々の暮らしや地域社会の発展に貢献し、持続可能な成長の実現を果たしてまいりますので、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

LPガス、石油製品、一般高圧ガス及び太陽光発電装置、燃料電池ほか住宅設備機器類の仕入・販売・工事、煉炭・豆炭の製造販売、電力の販売、太陽光発電、保険、リフォーム、不動産、氷の製造卸、冷凍倉庫業並びにきのこ・青果の卸売、えのき茸の製造

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

|             |          |                                                                                              |
|-------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| サンリン株式会社    | 本社       | 長野県東筑摩郡山形村                                                                                   |
|             | 支社       | 富山                                                                                           |
|             | 支店       | 中信（山形村）、長野、中野、長野南（長野市）、上田、佐久平（小諸市）、松本、塩尻、大北（松川村）、穂高（安曇野市）、安曇野、上伊那（駒ヶ根市）、諏訪（茅野市）、飯田、イナガス（伊那市） |
|             | 給油所      | 15ヶ所                                                                                         |
|             | オートガスタンド | 松本オートガスタンド他9ヶ所                                                                               |
|             | LPガス充填所  | 長池（長野市）他12ヶ所                                                                                 |
|             | バルク再検査場  | 長野県塩尻市                                                                                       |
|             | 煉炭・豆炭工場  | 新潟県上越市                                                                                       |
|             | ゴルフ練習場   | モンヴェール（塩尻市）                                                                                  |
|             | 太陽光発電所   | 本社発電所他13ヶ所                                                                                   |
| 三鱗運送株式会社    | 本社       | 長野県東筑摩郡山形村                                                                                   |
| ウロコ興業株式会社   | 本社       | 長野県松本市                                                                                       |
| サンエネック株式会社  | 本社       | 長野県松本市                                                                                       |
| サンリンI&F株式会社 | 本社       | 長野県松本市                                                                                       |
| 株式会社一実屋     | 本社       | 長野県長野市                                                                                       |
| 株式会社えのきボーヤ  | 本社       | 長野県安曇野市                                                                                      |

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

| 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 549 (147) 名 | +18 (±0) 名  |

(注) 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。) であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ②当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|------------|-------|--------|
| 416 (106) 名 | +17 (△1) 名 | 41.5歳 | 13.8年  |

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。) であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先            | 借入額      |
|----------------|----------|
| 株式会社八十二銀行      | 1,830百万円 |
| 日本政策金融公庫       | 524      |
| 株式会社長野銀行       | 445      |
| 長野県信用農業協同組合連合会 | 213      |
| 株式会社みずほ銀行      | 200      |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 12,300,000株 |
| ③ 株主数        | 904名        |
| ④ 大株主(上位10名) |             |

| 株 主 名                          | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------------|----------|---------|
| 株式会社ミツウロコグループホールディングス          | 16,781百株 | 13.7%   |
| リ ン ナ イ 株 式 会 社                | 7,120    | 5.8     |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行              | 5,750    | 4.7     |
| E N E O S ホールディングス株式会社         | 5,000    | 4.1     |
| 株 式 会 社 長 野 銀 行                | 4,580    | 3.7     |
| 曾 根 原 充 夫                      | 4,406    | 3.6     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(管理信託口79212) | 3,520    | 2.9     |
| 須 澤 孝 雄                        | 3,460    | 2.8     |
| 長 野 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会    | 2,250    | 1.8     |
| 田 中 郁 子                        | 2,129    | 1.7     |

(注) 持株比率は、自己株式195百株を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状態

### ① 取締役及び監査役の状態（2022年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|----------|-------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 塩原規男  | ヨークン株式会社代表取締役社長<br>一般社団法人長野県LPガス協会会長 |
| 専務取締役    | 百瀬久志  | 営業本部長兼ライフ事業部長                        |
| 常務取締役    | 小原正彦  | 管理本部長兼経理部長                           |
| 常務取締役    | 高野朗   | 営業本部石油事業部長                           |
| 取締役      | 田島晃平  | 株式会社ミツウロコグループホールディングス代表取締役社長         |
| 取締役      | 氣賀澤隆  | 管理本部総務部長                             |
| 取締役      | 熊井一浩  | 営業本部保安部長                             |
| 取締役      | 山田高照  | 営業本部ガス事業部長                           |
| 取締役      | 高田真由美 |                                      |
| 常勤監査役    | 矢口秀明  |                                      |
| 常勤監査役    | 小澤信秀  |                                      |
| 監査役      | 山根伸右  | 山根伸右法律事務所代表                          |
| 監査役      | 井口秀昭  |                                      |

- (注) 1. 取締役田島晃平氏及び取締役高田真由美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山根伸右氏及び監査役井口秀昭氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役山根伸右氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
4. 社外監査役井口秀昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役高田真由美氏及び社外監査役山根伸右氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である田島晃平氏、高田真由美氏及び監査役の矢口秀明、小澤信秀、山根伸右、井口秀昭の4氏との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 事業年度中に退任した取締役

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                 |
|-------|------------|------|-------------------------------------|
| 柳澤 勝久 | 2021年6月22日 | 任期満了 | 取締役会長<br>株式会社ミツウロコグループホールディングス社外取締役 |

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 員数         | 報酬等の額          |
|------------------|------------|----------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(2) | 117百万円<br>(10) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2)   | 34<br>(9)      |

(注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針(以下、「決定方針」といいます。)を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・決定方針の内容の概要

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

イ 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

個々の取締役の担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して取締役の報酬等を決定しております。

当社は在職中の功勞に報いるため役員退職慰労金制度を設けております。

なお、具体的な支給金額については、役員退職慰労金支給規程に基づいて算定しております。

固定報酬は月次で支払っております。

ウ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬のみであります。

エ 当該委任を受ける者の氏名または当該株式会社における地位もしくは担当代表取締役において決定を行っております。

オ 委任する権限の内容

取締役個人別の報酬額の決定であります。

カ 備考

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額等

2012年6月26日開催の第78期定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額170百万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない）。また、当該決議時の対象とされていた役員の員数は10名以内です。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は2006年6月27日開催の第72期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

3. その他

上記支給額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額（取締役17百万円（うち社外取締役0百万円）、監査役2百万円（うち社外監査役0百万円））が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田島晃平氏は株式会社ミツウロコグループホールディングスの代表取締役社長であります。同社のグループ企業と当社との間には、電力及び固形燃料等の取引関係があります。
- ・監査役山根伸右氏は山根伸右法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名             | 主 な 活 動 状 況                                                                                                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 田 島 晃 平   | 当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。   |
| 取 締 役 高 田 真 由 美 | 2021年6月22日に社外取締役に就任以来、開催の取締役会10回全てに出席し、長年にわたる県職員としての経験と幅広い知識に基づき適宜発言、助言等を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 |
| 監 査 役 山 根 伸 右   | 当期開催の取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に専門的見地から発言を行っております。                               |
| 監 査 役 井 口 秀 昭   | 当期開催の取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。                           |

ウ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                       | 30百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませるので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

##### 内部統制基本方針

当社は、会社法等関連する法律に基づき、下記のとおり、当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という）を整備する。

##### 記

#### 1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役職員は、「社員憲章」「環境憲章」をはじめ、コンプライアンス体制に係る社内規定を法令・定款を順守するための行動規範とする。総務部は、各事業部と共同して、「主要業務管理要領」等によりグループ役職員教育を行うほか、内部通報制度を含めコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。リスク監理部は、コンプライアンスの状況を監視する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

#### 2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する保安、情報セキュリティ、環境、品質及び災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクは取締役会において速やかに対応責任者を定めるものとする。

#### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画に基づき当該事業年度の全社目標を定め、業務担当取締役は、部門の具体的目標及び達成手段を定める。取締役会は、定期的に進捗状況をレビューすることによって、業務の継続的な改善及び効率化を実現するシステムを構築するものとする。

また、定例の取締役会のほか、毎週1回の監査役も含めた連絡会を実施し、情報の共有化に努めるものとする。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社各社の役員には当社より取締役役或いは監査役を派遣して、グループ間の意思疎通を図り法令順守体制、リスク管理体制を構築するとともに、総務部はこれらを横断的に推進

し、管理するものとする。

また、情報通信システム等の整備を行い、伝達の迅速化を図ることによりグループ間の情報共有を推進し、効率的経営に資するものとする。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、職務上その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合には、代表取締役は、監査役と協議のうえ、監査役を補助する者を任命する。

また、監査役より、監査役の職務の補助の命令を受けた職員は、その命令に関して取締役、リスク監理部長等の指揮命令を受けないものとし、その旨を総務部において当社グループの役職員に周知徹底する。

#### 7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または職員は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備するものとする。また当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を総務部において当社グループの役職員に周知徹底する。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

監査役会と代表取締役は、定期的に意見交換会を行うものとするとともに、会計監査人との情報交換に努め、密接に連携を図るものとする。また、必要に応じ、監査役会は、弁護士等の外部有識者による専門的支援を受けることができるものとする。

なお、監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、請求により速やかに会社が支払うものとする。

#### 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備に関する体制

当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、これを排除する。

不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

反社会的勢力に関する情報の収集及び管理は、総務部を窓口として情報収集に努め、弁護士・警察等の外部機関と連携し、組織的に対応することとする。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制諸規程及び運用マニュアルを制定し内部統制システムの整備及び運用を図る。

また、内部統制システムの整備及び運用に関し、内部監査部門は、定期的かつ計画的に内部監査を実施し、継続的改善に資するものとする。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンスに関する取り組み

当社グループの役職員は、「社員憲章」「環境憲章」をはじめ、コンプライアンス体制に係る社内規定を法令順守のための行動規範としております。総務部は、各事業部と共同して、「主要業務管理要領」等によりグループ役職員教育を行うほか、内部通報制度を含めコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。

また、リスク監理部はコンプライアンスの状況を監視しております。

これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されております。

### ② リスク管理体制の強化

当社グループの企業活動に関連する保安、情報セキュリティ、環境、品質及び災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施を行うものとし、リスク状況の監視はリスク監理部が行い、組織横断的な対応は総務部が行うものとなっております。

また、新たに生じたリスクは取締役会において速やかに対応責任者を定めるものとなっております。

### ③ 業務執行の適正性及び効率性の向上

子会社各社の役員には、当社より取締役あるいは監査役を派遣してグループ間の意思疎通を図り、法令順守体制・リスク管理体制を構築するとともに、総務部はこれらを横断的に推進し、管理するものとしております。また、情報通信システム等の整備を行い、伝達の迅速化を図ることによりグループ間の情報共有を推進し、効率的経営に資するものとしております。

### ④ 取締役の職務執行

取締役会は、中期経営計画に基づき当該事業年度の全社目標を定め、業務担当取締役は部門の具体的目標及び達成手段を定めております。

取締役会は、定期的に進捗状況をレビューすることによって、業務の継続的な改善及び効率化を実現するシステムを構築するものとしております。また、定例の取締役会のほか、毎週1回の監査役も含めた連絡会を実施し、情報の共有化に努めるものとしております。

### ⑤ 監査役及び監査役会

監査役会と代表取締役は、定期的に意見交換会を行うものとするとともに、会計監査人との情報交換に努め、密接に連携を図るものとしております。また、必要に応じ監査役会は、弁護士等の外部有識者による専門的支援を受けることができるものとなっております。なお、監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、請求により速やかに会社が支払うものとなっております。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施する基本政策を遂行するため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨を定款に規定しております。

今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上、ならびに株主価値増大に努めてまいります。

なお、配当性向につきましては年間30%以上を目標としておりますが、当事業年度の期末配当金につきましては、利益配分の基本方針と業績の推移を総合的に判断し、1株あたり22円とさせていただきます、当事業年度の連結配当性向は51.3%となりました。

### ① 期末配当に関する事項

#### ア 配当財産の種類

金銭とさせていただきます。

#### イ 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社株式1株につき金22円とさせていただきます。

また、この場合の配当総額は、270,169,020円となります。

#### ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月22日

### ② その他の剰余金の処分に関する事項

#### ア 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

#### イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 600,000,000円

以 上

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                | 金 額    |
|-----------------|--------|--------------------|--------|
| <b>(資産の部)</b>   |        | <b>(負債の部)</b>      |        |
| <b>流動資産</b>     | 12,804 | <b>流動負債</b>        | 6,177  |
| 現金及び預金          | 5,884  | 支払手形及び買掛金          | 2,254  |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 4,613  | 短期借入金              | 2,760  |
| 商品及び製品          | 1,615  | 1年内返済予定の長期借入金      | 78     |
| 仕掛品             | 27     | 未払法人税等             | 173    |
| 原材料及び貯蔵品        | 285    | 賞与引当金              | 281    |
| その他             | 378    | その他                | 628    |
| 貸倒引当金           | △1     | <b>固定負債</b>        | 1,613  |
| <b>固定資産</b>     | 13,257 | 長期借入金              | 489    |
| <b>有形固定資産</b>   | 8,447  | 役員退職慰労引当金          | 154    |
| 建物及び構築物         | 2,707  | 退職給付に係る負債          | 647    |
| 機械装置及び運搬具       | 810    | 資産除去債務             | 161    |
| 工具、器具及び備品       | 465    | その他                | 160    |
| 土地              | 4,436  | <b>負債合計</b>        | 7,790  |
| 建設仮勘定           | 27     | <b>(純資産の部)</b>     |        |
| <b>無形固定資産</b>   | 192    | <b>株主資本</b>        | 17,632 |
| のれん             | 53     | 資本金                | 1,512  |
| その他             | 138    | 資本剰余金              | 1,248  |
| <b>投資その他の資産</b> | 4,617  | 利益剰余金              | 14,883 |
| 投資有価証券          | 4,226  | 自己株式               | △12    |
| 繰延税金資産          | 110    | <b>その他の包括利益累計額</b> | 639    |
| 退職給付に係る資産       | 20     | その他有価証券評価差額金       | 646    |
| 差入保証金           | 148    | 退職給付に係る調整累計額       | △7     |
| その他             | 139    | <b>純資産合計</b>       | 18,271 |
| 貸倒引当金           | △27    | <b>負債及び純資産合計</b>   | 26,062 |
| <b>資産合計</b>     | 26,062 |                    |        |

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額    |
|-------------------------------|--------|
| 売 上 高                         | 30,164 |
| 売 上 原 価                       | 23,405 |
| 売 上 総 利 益                     | 6,759  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 6,123  |
| 営 業 利 益                       | 636    |
| 営 業 外 収 益                     | 295    |
| 受 取 利 息                       | 1      |
| 受 取 配 当 金                     | 58     |
| 受 取 賃 貸 料                     | 36     |
| 受 取 手 数 料                     | 63     |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 37     |
| そ の 他                         | 97     |
| 営 業 外 費 用                     | 21     |
| 支 払 利 息                       | 8      |
| 賃 貸 費 用                       | 4      |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 3      |
| そ の 他                         | 5      |
| 経 常 利 益                       | 909    |
| 特 別 損 失                       | 73     |
| 減 損 損 失                       | 73     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 836    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 399    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △90    |
| 当 期 純 利 益                     | 527    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 0      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 526    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |        |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                 | 1,512   | 1,248     | 14,398    | △12     | 17,147 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額 |         |           | 227       |         | 227    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高 | 1,512   | 1,248     | 14,626    | △12     | 17,375 |
| 当 期 変 動 額                 |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △270      |         | △270   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益   |         |           | 526       |         | 526    |
| 連結子会社株式の取得<br>による持分の増減    |         | 0         |           |         | 0      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）   |         |           |           |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計             | -       | 0         | 256       | -       | 257    |
| 当 期 末 残 高                 | 1,512   | 1,248     | 14,883    | △12     | 17,632 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                  |                   | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-----------------------|------------------|-------------------|---------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金      | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |         |           |
| 当 期 首 残 高                 | 1,010                 | 5                | 1,015             | 0       | 18,162    |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額 |                       |                  |                   |         | 227       |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高 | 1,010                 | 5                | 1,015             | 0       | 18,390    |
| 当 期 変 動 額                 |                       |                  |                   |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |                  |                   |         | △270      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益   |                       |                  |                   |         | 526       |
| 連結子会社株式の取得<br>による持分の増減    |                       |                  |                   |         | 0         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）   | △363                  | △12              | △375              | △0      | △376      |
| 当 期 変 動 額 合 計             | △363                  | △12              | △375              | △0      | △119      |
| 当 期 末 残 高                 | 646                   | △7               | 639               | -       | 18,271    |

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

|            |                                                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ・連結子会社の数   | 6社                                                                              |
| ・主要な連結子会社名 | 三鱗運送株式会社<br>ウロコ興業株式会社<br>サンエネック株式会社<br>サンリン I & F 株式会社<br>株式会社一実屋<br>株式会社えのきボーヤ |

なお、連結子会社であったサンネックスパワー駒ヶ根株式会社は、当社を吸収合併継続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社（有限会社松野燃料）は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した関連会社の状況

|              |            |
|--------------|------------|
| ・持分法適用の関連会社数 | 1社         |
| ・会社名         | 新潟サンリン株式会社 |

② 持分法を適用していない非連結子会社（有限会社松野燃料）及び関連会社（軽井沢ガス株式会社）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

その他有価証券

- |                  |                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------|
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・市場価格のない株式等      | 主として移動平均法による原価法を採用しております。                          |

##### ロ. 棚卸資産

- |         |                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ・商品・原材料 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。<br>ただし、一部の少額商品は最終仕入原価法（貸借対照表 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|



価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。また、販売用不動産については、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

・製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 2～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～20年 |

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)で、顧客関連資産については5年で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社では、LPガス、石油類、小売電気、製氷、青果及び不動産等の販売を主な事業としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

このため、LPガス、小売電気等の売上代金について、決算月に実施した検針の日から決算日まで生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2項に基づいて見積り計上を行っております。

また、軽油引取税や再生可能エネルギー発電促進賦課金等、第三者のために回収する額に相当するものについては、売上高に含めず純額で処理しております。

- ⑤ のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑥ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異の費用処理については、その発生の翌連結会計年度に単年度で一括処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 会計方針の変更

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、これまで検針日基準により収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する検針により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行い、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上していたL Pガス、小売電気等の売上代金について、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2項に基づいて見積り計上を行っております。

また、軽油引取税や再生可能エネルギー発電促進賦課金等、第三者のために回収する額に相当するものについては、売上高に含めず純額で処理しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が899百万円、売上原価が961百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ62百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は227百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、

「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- ・繰延税金資産（純額） 110百万円

当社グループは、グループ各社の将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件又は仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 追加情報

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、当連結会計年度において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響は、概ね翌連結会計年度まで続くとの仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、その影響が長期化した場合には将来において損失が発生する可能性があります。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,718百万円 |
| (2) 有形固定資産の圧縮記帳    |           |

有形固定資産に係る国庫補助金などの受入れによる圧縮記帳累計額108百万円は、建物及び構築物30百万円、機械装置及び運搬具2百万円、土地74百万円であります。

(3) 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

① 担保に供している資産

|         |          |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 657百万円   |
| 土地      | 2,972百万円 |
| 計       | 3,629百万円 |

② 上記に対応する債務

|       |          |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 2,520百万円 |
| 計     | 2,520百万円 |

(4) 保証債務

① 下記の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

ヨークン株式会社 1百万円

② 当社の得意先6社のリース債務7百万円に対し、保証を行っております。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場 所     | 用 途 | 種 類    | 減 損 損 失 |
|---------|-----|--------|---------|
| 長野県安曇野市 | その他 | のれん    | 68百万円   |
| 長野県飯田市他 | 給油所 | 土地・建物等 | 4百万円    |

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として営業店舗ごとに、また将来の利用計画が明確でない遊休資産等は物件ごとにグルーピングを実施しております。

のれんについては、連結子会社である株式会社えのきボーヤの株式取得時に発生したのれんにおいて当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、のれんの未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等を基準に市場価格を適正に反映していると考えられる評価額により算定しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末の株式数(株) |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 発行済株式 |                  |                 |                 |                 |
| 普通株式  | 12,300,000       | —               | —               | 12,300,000      |
| 合計    | 12,300,000       | —               | —               | 12,300,000      |
| 自己株式  |                  |                 |                 |                 |
| 普通株式  | 19,590           | —               | —               | 19,590          |
| 合計    | 19,590           | —               | —               | 19,590          |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

2021年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 270百万円
- ・1株当たり配当額 22円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月23日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年5月11日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 270百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 22円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月22日

## 8. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

## (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また借入金については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

### ② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,309百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

|              | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|--------------|-----------------|---------|---------|
| (1) 投資有価証券   | 1,917           | 1,917   | —       |
| 資産計          | 1,917           | 1,917   | —       |
| (1) 長期借入金（※） | 568             | 568     | —       |
| 負債計          | 568             | 568     | —       |

※ 1年内返済予定額を含んでおります。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資 産

(1) 投資有価証券

上場株式及びその他の債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、その他の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における市場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負 債

(1) 長期借入金

これらの時価は、元金合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                                 | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|---------------------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期があるもの | 12            | —            | —            | —             |
| 合計                              | 12            | —            | —            | —             |

3. 長期借入金の連結決算日後の償還予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 長期借入金 | 78            | 256          | 233          | —             |

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,487円86銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 純資産の部の合計額 (百万円)                  | 18,271 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)          | —      |
| (うち非支配株主持分)                      | (—)    |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)             | 18,271 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株) | 12,280 |

(2) 1株当たり当期純利益金額 42円91銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)        | 526    |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円)           | —      |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 526    |
| 期中平均株式数 (千株)                 | 12,280 |

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|               | エネルギー関連事業 | 製氷事業 | 青果事業  | 不動産事業 | その他(注) | 合計     |
|---------------|-----------|------|-------|-------|--------|--------|
| LPガス          | 9,273     | —    | —     | —     | —      | 9,273  |
| 石油類           | 11,590    | —    | —     | —     | —      | 11,590 |
| 電気            | 2,202     | —    | —     | —     | —      | 2,202  |
| その他           | 3,861     | 300  | 2,349 | 290   | 295    | 7,097  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 26,928    | 300  | 2,349 | 290   | 295    | 30,164 |
| その他の収益        | —         | —    | —     | —     | —      | —      |
| 外部顧客への売上高     | 26,928    | 300  | 2,349 | 290   | 295    | 30,164 |

(注) 「その他」の区分は、運送事業、建設事業等であります。



(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,378</b> | <b>流動負債</b>      | <b>5,571</b>  |
| 現金及び預金          | 5,183         | 支払手形             | 426           |
| 受取手形            | 413           | 買掛金              | 1,741         |
| 売掛金             | 3,966         | 短期借入金            | 2,545         |
| 商品及び製品          | 1,361         | 1年以内返済予定の長期借入金   | 20            |
| 原材料及び貯蔵品        | 274           | 未払法人税等           | 147           |
| 前払費用            | 8             | 未払金              | 197           |
| その他             | 172           | 未払消費税等           | 4             |
| 貸倒引当金           | △1            | 未払費用             | 97            |
| <b>固定資産</b>     | <b>12,116</b> | 預り金              | 132           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,746</b>  | 賞与引当金            | 231           |
| 建物              | 1,035         | その他              | 26            |
| 構築物             | 775           | <b>固定負債</b>      | <b>1,022</b>  |
| 機械及び装置          | 360           | 長期借入金            | 22            |
| 車両運搬具           | 146           | 退職給付引当金          | 562           |
| 工具、器具及び備品       | 315           | 役員退職慰労引当金        | 116           |
| 土地              | 4,085         | 資産除去債務           | 161           |
| 建設仮勘定           | 27            | その他              | 158           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>129</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>6,593</b>  |
| のれん             | 53            | <b>(純資産の部)</b>   |               |
| ソフトウェア          | 63            | <b>株主資本</b>      | <b>16,287</b> |
| その他             | 12            | 資本金              | 1,512         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,240</b>  | 資本剰余金            | 1,252         |
| 投資有価証券          | 2,905         | 資本準備金            | 379           |
| 関係会社株式          | 1,074         | その他資本剰余金         | 873           |
| 繰延税金資産          | 0             | <b>利益剰余金</b>     | <b>13,534</b> |
| 差入保証金           | 109           | その他利益剰余金         | 13,534        |
| 前払年金費用          | 20            | 固定資産圧縮積立金        | 23            |
| 関係会社長期貸付金       | 1,039         | 別途積立金            | 12,140        |
| その他             | 118           | 繰越利益剰余金          | 1,370         |
| 貸倒引当金           | △27           | <b>自己株式</b>      | <b>△12</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>23,494</b> | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>613</b>    |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | 613           |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>16,900</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>23,494</b> |

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高                   | 27,096 |
| 売 上 原 価                 | 21,006 |
| 売 上 総 利 益               | 6,090  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 5,501  |
| 営 業 利 益                 | 589    |
| 営 業 外 収 益               | 363    |
| 受 取 利 息                 | 4      |
| 受 取 配 当 金               | 113    |
| 受 取 賃 貸 料               | 55     |
| 受 取 派 遣 料               | 56     |
| 受 取 手 数 料               | 76     |
| そ の 他                   | 56     |
| 営 業 外 費 用               | 17     |
| 支 払 利 息                 | 6      |
| 賃 貸 費 用                 | 4      |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 2      |
| そ の 他                   | 4      |
| 経 常 利 益                 | 935    |
| 特 別 利 益                 | 89     |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 89     |
| 特 別 損 失                 | 87     |
| 減 損 損 失                 | 4      |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 83     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 937    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 353    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △89    |
| 当 期 純 利 益               | 673    |

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |                |                    |                  |                   |               |           |               |                  |
|---------------------|---------|----------------|--------------------|------------------|-------------------|---------------|-----------|---------------|------------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金      |                    |                  | 利 益 剰 余 金         |               |           |               |                  |
|                     |         | 資 本 金<br>準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 特 別 償 却 準 備 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 1,512   | 379            | 873                | 1,252            | 25                | 14            | 11,540    | 1,313         | 12,894           |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |                |                    |                  |                   |               |           | 227           | 227              |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 1,512   | 379            | 873                | 1,252            | 25                | 14            | 11,540    | 1,541         | 13,122           |
| 当 期 変 動 額           |         |                |                    |                  |                   |               |           |               |                  |
| 剰余金の配当              |         |                |                    |                  |                   |               |           | △270          | △270             |
| 合併による増加             |         |                |                    |                  |                   | 8             |           |               | 8                |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |         |                |                    |                  | △1                |               |           | 1             | -                |
| 特別償却準備金の取崩          |         |                |                    |                  |                   | △23           |           | 23            | -                |
| 別途積立金の積立            |         |                |                    |                  |                   |               | 600       | △600          | -                |
| 当期純利益               |         |                |                    |                  |                   |               |           | 673           | 673              |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |                |                    |                  |                   |               |           |               |                  |
| 当期変動額合計             | -       | -              | -                  | -                | △1                | △14           | 600       | △170          | 412              |
| 当 期 末 残 高           | 1,512   | 379            | 873                | 1,252            | 23                | -             | 12,140    | 1,370         | 13,534           |

|                     | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                     | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|-------------|-------------------------|---------------------|-----------|
|                     | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高           | △12     | 15,647      | 965                     | 965                 | 16,613    |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         | 227         |                         |                     | 227       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △12     | 15,875      | 965                     | 965                 | 16,841    |
| 当 期 変 動 額           |         |             |                         |                     |           |
| 剰余金の配当              |         | △270        |                         |                     | △270      |
| 合併による増加             |         | 8           |                         |                     | 8         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |         | -           |                         |                     | -         |
| 特別償却準備金の取崩          |         | -           |                         |                     | -         |
| 別途積立金の積立            |         | -           |                         |                     | -         |
| 当期純利益               |         | 673         |                         |                     | 673       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |             | △352                    | △352                | △352      |
| 当期変動額合計             | -       | 412         | △352                    | △352                | 59        |
| 当 期 末 残 高           | △12     | 16,287      | 613                     | 613                 | 16,900    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
  - ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。  
ただし、一部の少額商品は最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- ② 製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- ③ 原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|         |       |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～50年 |
| 機械及び装置  | 2～20年 |
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。ただし、のれんについては、取得後5年間で均等償却し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社では、L Pガス、石油類及び小売電気等の販売を主な事業としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

このため、L Pガス、小売電気等の売上代金について、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2項に基づいて見積り計上を行っております。

また、軽油引取税や再生可能エネルギー発電促進賦課金等、第三者のために回収する額に相当するものについては、売上高に含めず純額で処理しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類に係るこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、これまで検針日基準により収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する検針により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行い、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上していたL Pガス、小売電気等の売上代金について、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2項に基づいて見積り計上を行っております。

また、軽油引取税や再生可能エネルギー発電促進賦課金等、第三者のために回収する額に相当するものについては、売上高に含めず純額で処理しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が899百万円、売上原価が961百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ62百万円増加しております。また、繰

越利益剰余金の当期首残高は227百万円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・ 関係会社株式 1,074百万円

当社が保有する関係会社株式はいずれも市場価格のない株式であるため取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、関係会社の財政状態が悪化したために実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行うこととしております。また、関係会社の超過収益力を反映して、計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得した関係会社株式については、超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行うこととしております。

なお、当事業年度において、連結子会社である株式会社えのきボーヤについて、将来事業計画の見直しをしたことに伴い、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、当社が保有するえのきボーヤ株式会社について関係会社株式評価損83百万円を計上しております。

実質価額とその回復可能性については関係会社の財政状態及び将来事業計画等に基づいて検討していますが、市場環境の変化により将来事業計画等の見積りの前提条件が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

当社では、関係会社株式、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、当事業年度において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社事業への影響は、概ね翌事業年度まで続くとの仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、その影響が長期化した場合には将来において損失が発生する可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

① 担保に供している資産

|    |          |
|----|----------|
| 建物 | 657百万円   |
| 土地 | 2,902百万円 |
| 計  | 3,559百万円 |

② 上記に対応する債務

|       |          |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 2,520百万円 |
| 計     | 2,520百万円 |

- (2) 関係会社に対する短期金銭債権 103百万円  
(3) 関係会社に対する短期金銭債務 73百万円  
(4) 有形固定資産の減価償却累計額 11,902百万円  
(5) 有形固定資産に係る国庫補助金などの受入れによる圧縮記帳累計額は、建物23百万円、構築物6百万円、機械及び装置2百万円、土地74百万円であります。

(6) 保証債務

① 下記の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

|            |        |
|------------|--------|
| 株式会社えのきボーヤ | 525百万円 |
| サンエネック株式会社 | 185百万円 |
| 株式会社一実屋    | 30百万円  |
| ヨーケン株式会社   | 1百万円   |
| 計          | 741百万円 |

② 当社の得意先6社のリース債務7百万円に対し、保証を行っております。

(7) 取締役、監査役に対する金銭債権

|      |      |
|------|------|
| 金銭債権 | 0百万円 |
|------|------|

## 6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

|            |        |
|------------|--------|
| 売上高        | 844百万円 |
| 仕入高        | 766百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 376百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 155百万円 |

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用 | 途 | 種 | 類      | 場 | 所           |
|---|---|---|--------|---|-------------|
| 給 | 油 | 所 | 土地・建物等 | 長 | 野 県 飯 田 市 他 |

当社は、事業用資産について、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として営業店舗毎に、また将来の利用計画が明確でない遊休資産等は物件毎にグルーピングを実施しております。

事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ



等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は土地・建物等4百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等を基準に市場価格を適正に反映していると考えられる評価額により算定しております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-----------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普 通 株 式   | 19,590             | —                 | —                 | 19,590            |
| 合 計       | 19,590             | —                 | —                 | 19,590            |

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 項 目          | 金 額   |
|--------------|-------|
| 繰延税金資産       | (百万円) |
| 減損損失         | 658   |
| 退職給付引当金      | 165   |
| 賞与引当金        | 70    |
| 役員退職慰労引当金    | 35    |
| 資産除去債務       | 49    |
| 減価償却超過額      | 23    |
| 未払費用         | 13    |
| 貸倒引当金        | 8     |
| その他          | 75    |
| 小計           | 1,100 |
| 評価性引当額       | △795  |
| 繰延税金資産計      | 304   |
| 繰延税金負債       |       |
| その他有価証券評価差額金 | △269  |
| 資産除去債務       | △24   |
| 固定資産圧縮積立金    | △10   |
| 繰延税金負債計      | △304  |
| 繰延税金資産の純額    | 0     |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称        | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容       | 議決権等の所有割合<br>(%) | 関連当事者との関係   | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目        | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------|-------------------|-------------|------------------|-------------|-------|---------------|-----------|---------------|
| 子会社 | サンリンI & F株式会社 | 100               | 氷の製造卸、冷凍倉庫業 | 直接100            | 営業上の取引資金の援助 | 資金の貸付 | —             | 関係会社長期貸付金 | 870           |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を決定しております。

なお、担保の受入は行っておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,376円26銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 54円87銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1重要な会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

サンリン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
長 野 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 堀 一 英 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンリン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンリン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企

業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

サンリン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

長野事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 堀 一 英 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンリン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

サンリン株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 矢 | 口 | 秀 | 明 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 小 | 澤 | 信 | 秀 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 山 | 根 | 伸 | 右 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 井 | 口 | 秀 | 昭 | Ⓔ |

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                   | 変 更 案          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>（ 削 除 ）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                                                                 |
| (新 設)   | <p>(附則)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (新 設)   | <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第1号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

当社では、次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用されますが、当面の間は株主の皆様のお手元にはこれまでと同様の情報量を掲載した招集通知をお届けするとともに、ウェブサイトにも掲載をする予定であります。

（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを招集通知に記載いたします。）

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、あらためて取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | しおはらのりお<br>塩原規男<br>(1958年10月9日) | 2008年6月 当社取締役管理本部経理部長<br>2012年4月 当社取締役エネルギー事業本部副本部長<br>2014年5月 当社取締役エネルギー事業本部長<br>2014年6月 当社常務取締役エネルギー事業本部長<br>2016年6月 当社代表取締役専務<br>2017年6月 当社代表取締役社長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ヨーケン株式会社代表取締役社長                                                                                                      | 56,200株    |
| 2     | ももせひさし<br>百瀬久志<br>(1963年4月3日)   | 1988年4月 当社入社<br>2011年4月 当社松本支店長代理<br>2012年4月 当社飯田支店長<br>2014年4月 当社上伊那支店長<br>2015年4月 当社執行役員エネルギー事業本部<br>石油部長<br>2016年6月 当社取締役エネルギー事業本部<br>石油部長<br>2018年4月 当社取締役エネルギー事業本部長兼<br>ガス部長<br>2019年6月 当社常務取締役エネルギー事業本部長兼<br>ガス部長<br>2021年4月 当社常務取締役営業本部長兼ライフ事業<br>部長<br>2021年6月 当社専務取締役営業本部長兼ライフ事業<br>部長(現任) | 12,600株    |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 原 正 彦<br>(生年月日)             | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | お 小 原 正 彦<br>(1963年10月25日)               | 1986年4月 株式会社八十二銀行入社<br>2008年6月 同行軽井沢支店長<br>2014年2月 同行下諏訪支店長<br>2016年6月 同行昭和通営業部長<br>2018年4月 当社執行役員管理本部経理部長<br>2018年6月 当社取締役管理本部経理部長兼M&A担<br>当<br>2021年4月 当社取締役管理本部長兼経理部長<br>2021年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長<br>(現任)                                                                               | 2,600株         |
| 4         | た か の あ き ら<br>高 野 朗<br>(1965年11月9日)     | 1989年4月 当社入社<br>2008年4月 当社上伊那支店長<br>2010年6月 当社取締役営業本部環境事業部長<br>2013年6月 当社取締役環境事業本部エコ事業部長<br>2016年6月 当社取締役環境事業副本部長兼エコ事業<br>部長<br>2019年6月 当社取締役環境事業本部長兼エコ事業部<br>長兼リフォーム部長兼ライフ事業部長<br>2021年4月 当社取締役営業本部石油事業部長<br>2021年6月 当社常務取締役石油事業部長 (現任)                                                    | 17,700株        |
| 5         | た じ ま こ う へ い<br>田 島 晃 平<br>(1971年11月8日) | 1995年4月 三井物産株式会社入社<br>2002年6月 新潟サンリン株式会社取締役 (現任)<br>2002年6月 当社取締役 (2015年6月より当社社外取<br>締役) (現任)<br>2002年6月 株式会社ミツウロコ取締役<br>2003年6月 同社常務取締役<br>2005年4月 同社代表取締役副社長<br>2007年6月 同社代表取締役社長<br>2011年10月 株式会社ミツウロコグループホールディ<br>ングス代表取締役社長 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ミツウロコグループホールディングス<br>代表取締役社長 | 1,000株         |

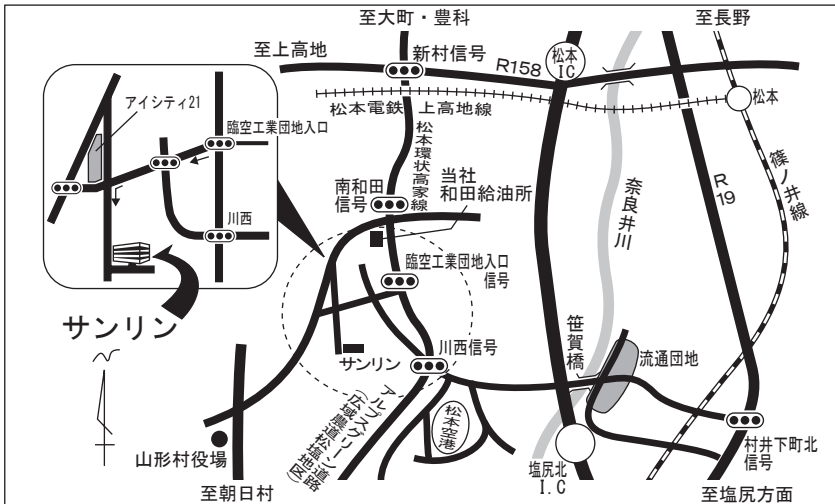
| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | きがさわ たかし<br>氣賀澤 隆<br>(1972年1月1日)     | 1994年4月 当社入社<br>2018年4月 当社上伊那支店長<br>2020年4月 当社執行役員管理本部総務部部長代理<br>2020年6月 当社取締役管理本部総務部長兼情報企画部長<br>2021年4月 当社取締役管理本部総務部長(現任)                                   | 4,400株     |
| 7     | くまい かず ひろ<br>熊井 一 浩<br>(1972年1月4日)   | 1995年4月 当社入社<br>2017年4月 当社イナガス支店長<br>2018年4月 当社エネルギー事業本部保安部部長代理<br>2020年4月 当社執行役員エネルギー事業本部保安部部長代理<br>2020年6月 当社取締役エネルギー事業本部保安部長<br>2021年4月 当社取締役営業本部保安部長(現任) | 10,900株    |
| 8     | やま だ たか てる<br>山田 高 照<br>(1975年8月22日) | 1999年4月 当社入社<br>2018年4月 当社塩尻支店長<br>2020年4月 当社執行役員エネルギー事業本部ガス部部長代理<br>2021年4月 当社執行役員営業本部ガス事業部長<br>2021年6月 当社取締役営業本部ガス事業部長(現任)                                 | 6,800株     |
| 9     | たか だ まゆみ<br>高田 真由美<br>(1960年5月25日)   | 1983年4月 長野県入庁<br>2017年4月 長野県北信地域振興局長<br>2018年4月 長野県環境部長<br>2020年4月 長野県女性活躍推進監兼男女共同参画センター所長<br>2021年6月 当社社外取締役(現任)                                            | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田島晃平氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
  - (2) 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がこれまで培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営体制に活かしていただくためであります。
  - (3) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
  - (4) 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 高田真由美氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が定める独立性基準を満たしております。
  - (2) 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、これまで県職員時代に培ってきた特に環境政策、自然エネルギー、省エネ、男女共同参画等、専門的な知識を当社の経営体制に活かしていただくためであります。
  - (3) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - (4) 当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
  - (5) 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役（当事業年度中に在籍していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、サンリン株式会社の被保険者は保険料を一部負担しております。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 当社本社大会議室  
長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3  
TEL (0263) 97-3030 (代)



交通機関 JR 篠ノ井線「松本駅」よりタクシー約30分